

令和6年度

茨城県神栖市須田浜ナローマルチビーム深淺測量
特記仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所

1. 概要

本件は、波崎海洋研究施設周辺海域においてナローマルチビームによる深淺測量を行うものである。

2. 調査場所

茨城県神栖市須田浜地先

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

波崎海洋研究施設周辺海域

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月10日までとする。

なお、履行期間中の土曜日、日曜日、祝日及び夏期休暇は、休日として設定している。

4. 管理用基準

4-1. 基準面

波崎港工事基準面 (T.P. -0.687 m)

4-2. 基準点

調査職員により指示する。

5. 仕様

5-1. 総 則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省 港湾局 令和5年3月）」の定めによるものとする。なお、設計図書公表後、共通仕様書等の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2. 計画準備

- (1) 受注者は、本業務の実施に先立ち、調査職員と協議の上、実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、現地作業に関する関係機関への周知、申請等の手続きを行うものとする。

5-3. 深淺測量

受注者は、以下の内容において1回目の深淺測量を契約締結日から8月31日までに実施し、1回目の測量から最低4ヶ月の間隔を空けて2回目の同範囲の測量を実施する。

- (1) 測深は、図-1に赤枠で示す波崎海洋研究施設の周辺の水域（栈橋に沿った25 m×

400m の範囲と沖側 600 m×900 m の範囲) を対象に、マルチビーム音響測深機を用いた測深を行うものとする。

- (2) 使用するマルチビーム音響測深機の周波数は、400 kHz を標準とし、GNSS による測位と動揺計測により高精度なデータ取得に努めるものとする。
- (3) 水深補正のために、水中音速度の計測を実施するものとする。
- (4) 必要な点群密度については、事前に調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- (5) 計画測線は図-1 中の点線と両側の実線（栈橋左右 2 測線、沖側 25m 間隔 25 測線）を標準とするが、水深を勘案し、必要な点群密度が得られる測線を調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- (6) 検潮は鹿島港潮位実況（T.P. -0.910 m）の潮位を用いるものとする。
- (7) 作成するメッシュデータの格子サイズは、調査職員と協議のうえ決定するものとする。
- (8) メッシュデータの座標系は平面直角座標系と図-2 に従ってそれぞれ設定するものとする。

5-4. 報告書作成

- (1) 受注者は、5-3 で実施した内容について、報告書にまとめるものとする。
- (2) 受注者は、5-3 で実施した 2 回の深浅測量結果に基づいて、差分図を作成し、報告書にまとめるものとする。
- (3) 報告書に含めるデータの整理方法や作図については、事前に調査職員と協議のうえ決定するものとする。

6. 成果物

6-1. 成果物

- (1) 提出成果物には以下を含めるものとする。
 - ・ナローマルチビームによる測深記録（生データ） 1 式
 - ・作成したメッシュデータ 1 式
 - ・作業日誌 1 式
- (2) 本業務における業務完成図書は、電子納品によるものとする。
- (3) 電子納品とは、特記仕様書(発注図面含む)、業務計画書、報告書、納品図面、写真、測定データ等すべての最終成果(以下「業務完成図書」という)を「土木設計業務等の電子納品要領(案)」(以下「要領」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて電子データで作成し、納品するものである。
- (4) 「業務完成図書」は、「要領」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で 2 部提出するものとする。なお、「要領」に記載がない項目の電子化については、調査職員と協議のうえ決定するものとする。

- (5) 特記仕様書の電子データは、発注者が提供する。

6-2. 提出先

神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

7. 検査

本特記仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

8. その他

- (1) 本特記仕様書に明記なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、両者が協議のうえ、決定するものとする。また、業務内容の変更により、契約金額に変更が生じる場合は、両者が協議のうえ、履行期間末日までに、契約変更を行うものとする。
- (2) 本業務遂行上取り扱うデータについては、調査職員の指示に従うほか、受注者の十分な管理のもとで取り扱うものとする。
- (3) 本業務により得られた情報及び成果は、当所の許可なく公表したり他に使用したりしてはならない。
- (4) 本業務により得られた成果は、当所に帰属するものとする。
- (5) 本業務遂行過程では、調査職員と緊密な連携を保ち、進捗状況を報告するものとする。

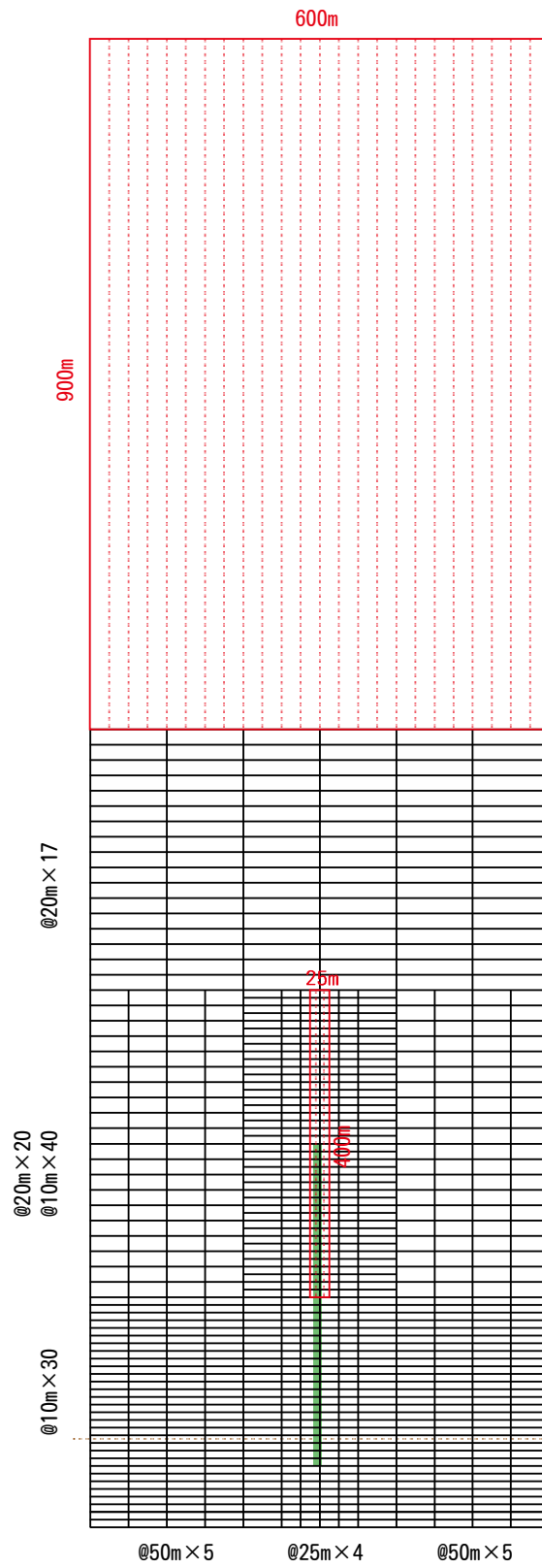
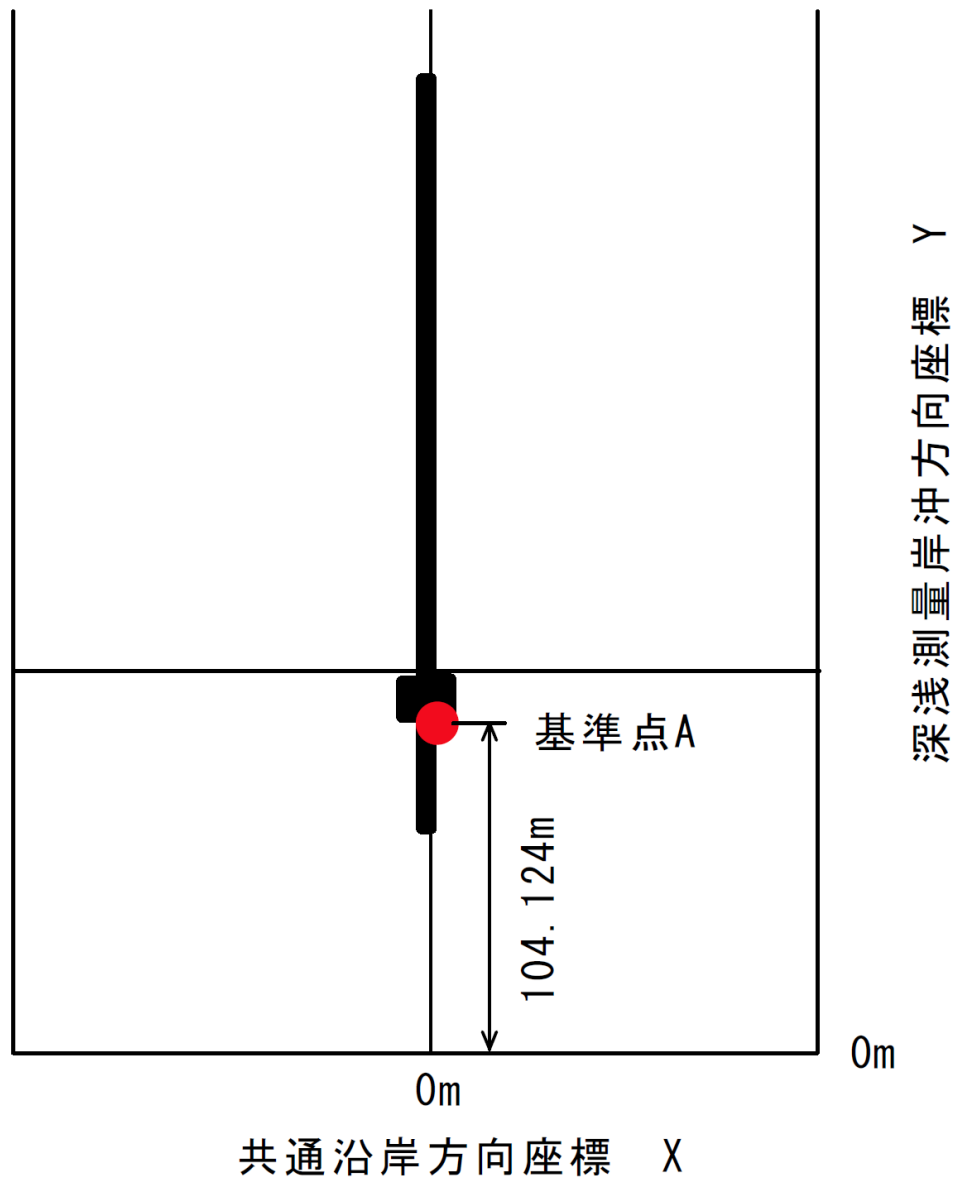


図-1 ナローマルチビームによる測量範囲
 (緑：栈橋，赤枠：測量範囲，赤点線：測線)



X座標：-17243.4688

Y座標：83853.8805

北緯：35°50'27.57620"

東経：140°45'41.65903"

図-2 栈橋既設基準点の座標と本業務における座標系